

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)

事業の概要

マル経融資は、商工会・商工会議所で、経営指導(原則 6 ヶ月以上)を受けた方に対し、無担保・無保証人で、日本政策金融公庫が融資を行う国の制度です。

内 容

【ご利用いただける方】

- ・常時使用する従業員が20人(商業またはサービス業(宿泊業および娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む方については5人)以下の法人・個人事業主の方
- ・最近1年以上、商工会議所地区内で事業を行っている方(商工会地区の方は「商工会地区内」となります)
- ・商工会議所の経営・金融に関する指導を原則6ヵ月以上受け、事業改善に取り組んでいる方(商工会地区の方は商工会の経営指導となります)
- ・税金(所得税、法人税、事業税、都道府県民税等)を完納している方
- ・日本政策金融公庫の非対象業種等に属していない業種の事業を営んでいる方

【ご融資の条件】

- ・貸付限度額 2,000万円
- ・返済期間 運転資金7年以内(据置期間1年以内)
設備資金10年以内(据置期間2年以内)
- ・担保・保証人 不要(保証協会の保証も不要です)
- ・利 率 日本政策金融公庫ウェブサイトをご確認ください。
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

問い合わせ先・参考URL

最寄りの商工会・商工会議所へ